

植村冒険館友の会規約

(名称)

第1条 本会は、植村冒険館友の会（以下「友の会」という。）と称し、事務局を板橋区蓮根 2-21-5 植村冒険館（以下「冒険館」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、冒険家・植村直己の冒険精神に共感するものがネットワークを形成し、活動することを目的とする。

(会員)

第3条 16歳以上の者が会員になることができる。

(入会および年会費)

第4条 入会の際は、入会申込書と年会費 2,500 円を支払う。

2 一度支払った会費の払い戻しはしない。年度途中の入会も同額とする。

3 入会手続き終了後、会員証（メンバーズカード）を発行する。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

(1) 植村直己の冒険情報や冒険館の事業等を掲載した「どんぐり・コラム」を毎月発行する。

(2) 毎年1回記念品を発送する。

(3) 会員による自主事業を年2回以上実施する。

(4) 冒険館主催事業に協力する。

(冒険館からの情報提供)

第6条 冒険館は、会員に対し以下のサービスを提供する。

(1) 「アドベンチャー・フォーラム」の発送

(2) 情報コーナーの図書貸出。但し郵送の場合は、送料は本人負担

(3) 登山用具の無料貸出（事前申込み、所定の手続きが必要）

(4) 冒険館の図書・グッズを会員価格で販売

(総会)

第7条 本会は最高決議機関として総会を置く。

2 総会は毎年1回会長が招集し、次の事項について決議、承認又は報告を行う。

(1) 規約の改廃

(2) 役員等の選任・解任

(3) 事業結果および計画、予算および決算に関する事項

(4) その他、必要と認められる重要事項

3 総会の進行は、会員より選出された議長が行う。

4 総会は、議長および会員の出席をもって成立する。決議は出席会員の過半数をもって決せられる。ただし、賛否同数の場合は議長が決する。

(役員)

第8条 本会を運営するため、会員の中から次項に定める役員を総会において選任する。

2 役員は、会長、副会長（若干名）、運営委員（若干名）、会計および監査（若干名）とする。

- 3 会長は、会を代表して会の活動を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 運営委員は、会長の管轄下、会の運営にあたる。
- 6 会計は、会計事務を処理する。
- 7 監査は、会計を監査する。
- 8 会長、副会長、運営委員、会計および監査は役員との互選とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第10条 役員会は役員をもって構成し、本会の運営に関する一切の事項を審議決定する。

- 2 役員会は役員3分の2以上の出席で成立し、過半数の賛成を得て決議する。

(会計)

第11条 第5条の事業を実施するため運営会計および事業会計を設ける。

- 2 運営会計は、主に第5条(1)および(2)の事業の実施を行うため、第4条に定める年会費等をもってあてる。
- 3 事業会計は、第5条(3)の事業を実施するため、自主事業の実施に際し、適宜、参加者より徴収し、実施に係る経費(交通費、安全確保のための経費、調査費、事業実施のために必要な用品購入等)等にあてる。

(退会および資格の喪失)

第12条 退会は、会員の任意による。

- 2 年会費の払い込み期限から理由なく3か月以上支払いがないときは、資格を喪失する。
- 3 「植村直己」および「植村冒険館」などの名称や友の会会員の立場を利用して営業行為、又はこれに類する行為をしたときは、資格を喪失する。
- 4 友の会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜する行為をしたときは、資格を喪失する。

(事務局)

第13条 本会の庶務を処理するため事務局を置く。

- (1) 事務局長 植村冒険館長がこれにあたる。
- (2) 書記 植村冒険館長が推薦する職員がこれにあたる。

(顧問)

第14条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選出は、役員会の推薦により、総会において承認を得る。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は定めない。
- 5 顧問の退任は本人からの申し出による。

(ボランティア)

第15条 事業執行において、会長が必要と認めるときは、会員の中からボランティアを選任することができる。

(個人情報の管理)

第16条 友の会が取得した個人情報は、この規約に定める事業の範囲内において利用する

とともに、適切な安全対策を実施する。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項については、別途協議する。

(付則)

1 この規約は、平成21年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成24年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成28年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成30年4月1日から適用する。